



徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ

概要版

令和2年3月 徳島県教育委員会

1. 策定の趣旨

本アクションプランは、令和2年度からおおむね5年間にわたって、幼児教育の振興・充実を図るための総合的な基本計画です。

平成29年3月の幼稚園教育要領等の改訂や令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化を受け、幼児教育・保育への期待が更に高まっており、幼児教育・保育の質の向上が極めて重要となっています。そこで、平成27年策定の「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ」の趣旨・方向性を引き継ぎつつ、社会の変化や国・県の動向及び現行プランの検証を踏まえ、幼児教育の更なる振興・充実を図るための総合的な基本計画として、本アクションプランを策定します。

2. 本県の幼児教育振興の方向性

1. 目指す幼児教育

- 人間形成の基礎を培う幼児教育
- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえた幼児教育
- 全ての幼児に提供される質の高い幼児教育



2. 基本方針と重点項目

本県が目指す幼児教育の実現に向けて、次の基本方針に基づき、県や設置者である市町村・学校法人・社会福祉法人等はもとより、県内全ての幼稚園・保育所・認定こども園等が各々に取り組むことを具体的に示します。

基本方針①

幼稚園・保育所・ 認定こども園等における 幼児教育の充実

徳島県保育・幼児教育センターを中心、幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育の充実を図り、質の高い幼児教育を提供できるように支えます。



重点項目① 幼稚園教育要領等の内容の理解促進

幼稚園教育要領等の趣旨や内容の理解を促進します。

重点項目② 教育・保育内容の充実

幼児期にふさわしい生活を開拓するとともに、遊びを通しての総合的な指導を中心として、一人ひとりの特性や発達の課題に即した教育が行われるようにします。

重点項目③ 教育・保育内容の評価と改善

教育・保育の質の向上のために、日々の実践を振り返り保育に生かすなど、カリキュラム・マネジメントを実施し、園全体の教育を評価・公表することで、学校評価の実施を促進します。

重点項目④ 教育・保育環境の整備

全ての施設において、幼児に対する教育・保育が提供できるように環境を整備します。

重点項目⑤ 安全教育の充実・安全管理の推進

幼児等の生活安全・交通安全・災害安全を確保するため、安全に関する理解や習慣を深め、適切な行動がとれるよう、保育者等の安全教育に関する実践力の向上を図り、各施設における安全教育を充実させるとともに、幼児等の安全を確保するための環境を整え、安全管理を推進します。

基本方針② 保育者の資質・能力及び 専門性の向上

研修体制を整備するとともに研修内容の充実を図り、保育者の資質・能力及び専門性の向上を目指します。

基本方針③ 発達や 学びの連続性を踏まえた 幼児教育の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携を促進し、発達や学びの連続性を踏まえ、幼児期において育みたい資質・能力が一体的に育まれる教育・保育の充実を推進します。

基本方針④ 特別な配慮を必要とする 幼児への指導の充実

特別支援教育に関する理解を促進するとともに、保育者の専門性の向上、各種機関との連携を通して、幼稚園・保育所・認定こども園等における、特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実を推進します。

基本方針⑤ 地域総ぐるみの 子育て支援の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等のもつ専門性を生かし、幼児のよりよい成長を支える家庭や地域社会との連携を推進します。

重点項目① 教員育成指標等を踏まえた研修の実施

保育者のキャリアステージに応じた研修を実施します。

重点項目② 研修体制の整備・充実

設置者と各施設が連携して、研修の実施体制と支援体制の整備・充実を図ります。

重点項目③ 研修内容の充実

体系的で効果的な研修を実施するとともに、市町村や各施設の課題に応じた研修を支援します。

重点項目① 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育・保育の充実

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、幼児期において育みたい資質・能力が一体的に育まれるよう、教育・保育を推進します。

重点項目② 幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校との交流の機会を充実し、相互理解を基にした連携・接続を推進します。

重点項目③ 幼稚園・保育所・認定こども園等の連携の促進

幼稚園教諭、保育士、保育教諭等が相互に教育・保育についての理解を深め、幼児の豊かな育ちにつながる連携を促進します。

重点項目④ キャリア教育・消費者教育の充実

幼児期における発達の段階に即したキャリア教育・消費者教育を推進します。

重点項目① 幼稚園・保育所・認定こども園等における指導の充実

特別な配慮を必要とする幼児についての理解を促進するとともに、保育者の専門性の向上を図り、各施設における指導の充実を推進します。また、海外から帰国した幼児や外国籍の幼児、その保護者への支援の充実を図ります。

重点項目② 専門性のある相談・支援体制の整備

障がいのある幼児に最も適切な教育を行うという視点に立った相談・支援体制を整備し、各施設における特別支援教育の充実を支えます。

重点項目③ 関係機関と連携した早期からの切れ目ない支援体制の構築

インクルーシブ教育体制の中で、必要な支援を幅広い分野から、切れ目ない支援を受けられるようにするために、各施設、保護者、行政、専門機関等が連携した支援体制の構築を推進します。

重点項目① 各施設における子育て支援の充実

各施設の地域における「幼児期の教育のセンター」としての役割を支援します。

重点項目② 預かり保育や延長保育の充実

幼児の心身の負担に配慮し、家庭生活との連続性を図った預かり保育や延長保育を推進します。

重点項目③ 家庭や地域社会、関係機関との連携の充実

幼児のよりよい成長を支える家庭や地域社会との連携を推進します。

